

パブリックコメントの実施について

パブリック・コメント手続（制度）とは、行政が政策、制度等を決定する際に、公衆（国民、都道府県民、市町村民など）の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。

その目的としては、大きく次の2点があるとされる。

- ・行政の意思決定過程の公正を確保し、透明性の向上を図ること。
- ・国民・事業者等（外国も含む）の多様な意見・情報を把握するとともに、それらを考慮して意思決定を行うこと。

本市においても、直方市パブリック・コメント手続要綱(平成19年7月5日直方市告示第137号)を定めている。

(対象)

第3条 パブリック・コメント手続の対象となる政策等の策定は次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画等市の基本的政策を定める計画及び条例、個別行政分野において市民生活に影響を与える施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画及び条例の制定又は改廃
以下略

直方市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においても、ひろく市民の方から意見をいただくため、下記の期間においてパブリック・コメントを実施いたします。

パブリック・コメントの結果については、第6回協議会にて報告いたします。なお資料の送付につきましては、1月15日までに提出された意見を1月22日に、15日以降に提出された意見についての資料は順次発送させていただきます。

記

- 意見提出方法 : 健康福祉課 高齢者支援係宛てに、郵送、ファックス、市のホームページの所定の入力フォーム、電子メールにて提出していただくか、健康福祉課 高齢者支援係（5階）へ直接提出していただきます。
- 計画（案）閲覧場所等 : 直方市庁舎1階7番窓口 介護保険係、5階高齢者支援係 及び市ホームページ
- 閲覧期間 : 平成29年12月28日（木）～平成30年1月31日（水）
- 募集期間 : 平成29年12月28日（木）～平成30年1月31日（水）
※ 当日の消印有効

以上